

婦人補導院法第16条第1項の規定による連戻し等について（訓達）

〔昭和33年11月1日〕
訓達第21号

（趣旨）

この訓達は、売春防止法に規定する収容状等の執行及び婦人補導院法に基づく連戻し等についての援助要請等があった場合の措置要領について、必要な事項を定めたものである。